

クリエイティブ通信

大阪市西区西本町 1-13-38
西本町新興産ビル 7F
クリエイティブオフィス 深田
社会保険労務士 深田 美代子
TEL06-4390-7500 FAX06-4390-7505
http://www.create-f.jp/

2009年3月号

【正社員雇用促進タイプの助成金】

昨年暮れから今年に入り、経済状況の悪化による緊急雇用対策の一環として、派遣労働者・若年フリーター・有期契約労働者・パートタイマー等から、雇用期間の定めのない正社員への転換を促進するタイプの助成金がぞくぞくと創設されました。また従来から存在した助成金も支給金額が増額されているものもあります。上手に活用して事務部門での収益をあげてください。

《最近動きのあった助成金一覧》

助成金の種類	受給要件の概要	支給額
(派遣⇒正社員) 派遣労働者雇用安定化特別奨励金	① 6ヵ月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に、派遣労働者を期間の定めのない雇用や6ヵ月以上の更新のある有期雇用で直接雇い入れる場合 かつ ② H21. 2. 6以降で労働者派遣期間が終了するまでの間に派遣労働者を直接雇用すること	・ 期間の定めのない場合 6ヵ月経過後→50万円 1年6ヵ月経過後→25万円 2年6ヵ月経過後→25万円 合計100万円 ・ 6ヵ月以上の有期雇用の場合 6ヵ月経過後→30万円 1年6ヵ月経過後→10万円 2年6ヵ月経過後→10万円 合計50万円
(フリーター⇒正社員) 若年者等正規雇用化特別奨励金	① 25歳以上40歳未満の年長フリーターや30代後半の不安定就労者の場合 ・ 職安に求人票を出し職安の紹介で正規雇用する ・ 職安からの紹介にてトライアル雇用で雇用する ・ 有期実習型訓練修了者を正規雇用する ② 採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等(40歳未満)の場合 ・ 職安に求人票を出し、職安からの紹介で正規雇用する	6ヵ月後→50万円 1年6ヵ月後→25万円 2年6ヵ月後→25万円 合計100万円
(契約⇒正社員) 中小企業雇用安定化奨励金	有期契約労働者から正社員に転換する制度を就業規則等に定め、H20. 4. 1以降に転換者が1名以上出た場合	1事業主あたり35万円 ※その他加算制度あり
(パート⇒正社員) パートタイマー 均衡待遇推進助成金 「正社員への転換 制度の導入」	パートタイマーから正社員への転換のための試験制度を設けてから2年以内に転換者が1名以上出た場合	転換後3ヵ月以内→15万円 転換後6ヵ月後→25万円 合計40万円 ※H20. 11. 28以降の制度導入から増額
特定就職困難者 雇用開発助成金	60歳以上65歳未満の高年齢者、障害者、母子家庭の母等を職安の紹介により継続して雇用する労働者として雇入れること	・ 高年齢者、母子家庭の母 →90万円(短時間60万円) ・ 重度障害者 →240万円(短時間90万円) ・ 上記以外の身体・知的障害者 →135万円(短時間90万円) ※H21. 2. 6以降の雇入れから増額
高年齢者雇用 開発特別奨励金	65歳以上の高年齢者を職安紹介で週20H以上働く労働者として雇入れること	週労働時間30H以上 →90万円 週労働時間20H以上30H未満 →60万円

その他、H21.2.6より、事業活動の縮小を余儀なくされ従業員を休業・教育訓練・出向させた事業主に支給される助成金の受給要件が緩和されました(中小企業緊急雇用安定助成金)。クリエイティブオフィス深田までご相談下さい。